

第1回山形県総合教育会議

日時：平成27年5月18日（月）13：30～14：30

場所：県庁5階 秘書広報課内会議室

（旧記者会見室）

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 山形県総合教育会議運営要綱（案）について

4 協 議

(1) 山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱（案）について

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略について

5 閉 会

第1回山形県総合教育会議 出席者名簿

山形県知事 吉村 美栄子

山形県教育委員会 委員長 長南 博昭
委員 菊川 明
委員 小嶋 彌左衛門
委員 涌井 朋子
委員 武田 靖子
教育長 菅野 滋

【事務局】

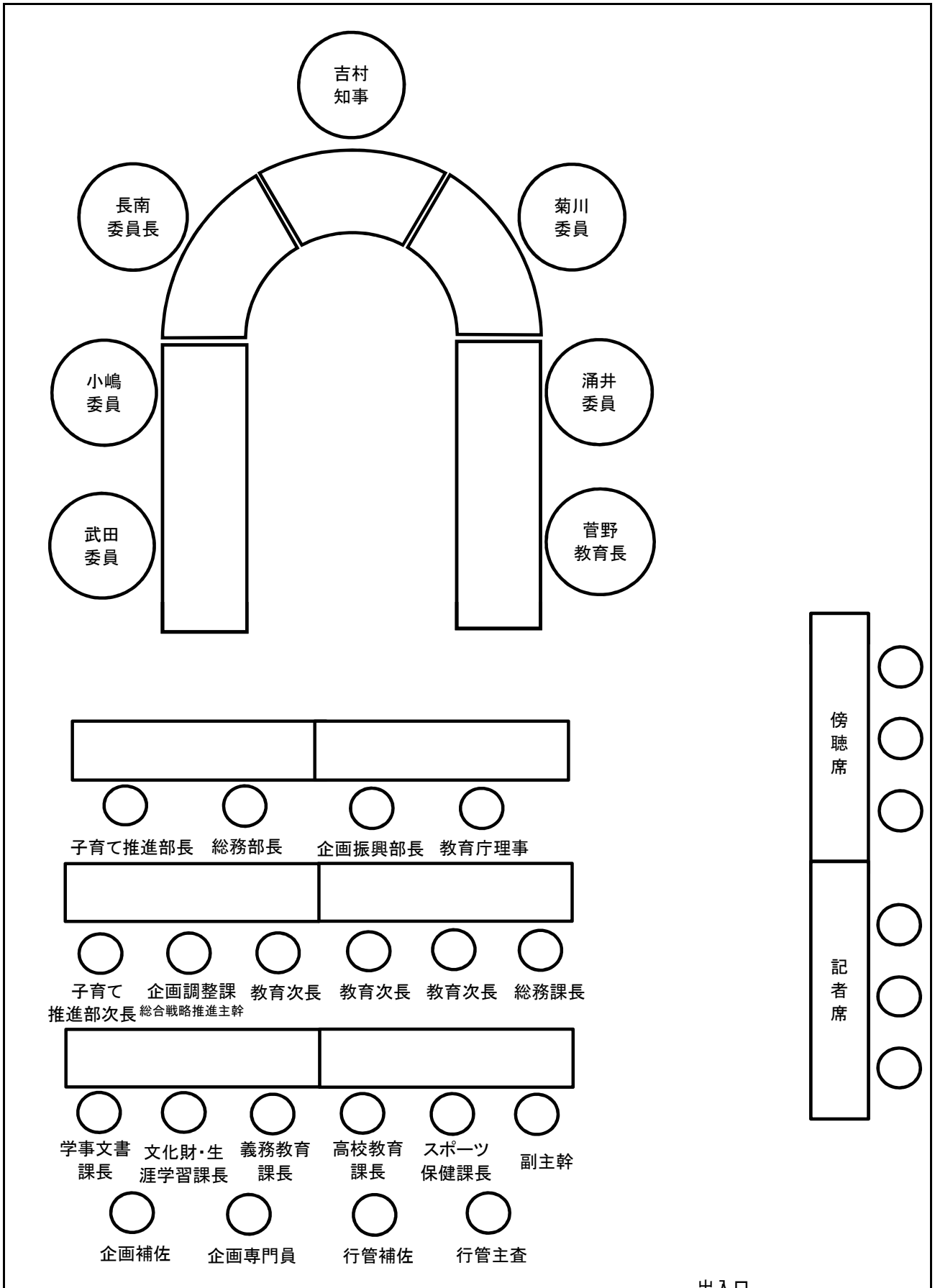
総務部長 清田 浩史

企画振興部長 高橋 広樹

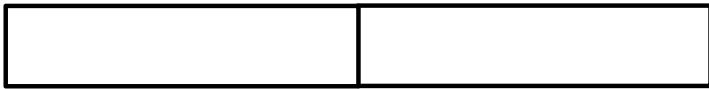
子育て推進部長 飛塚 典子

教育庁理事 長谷川 潔美

第1回山形県総合教育会議 座席表



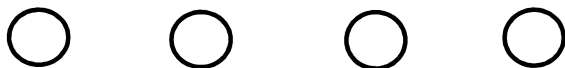
子育て推進部長 総務部長 企画振興部長 教育庁理事



子育て 企画調整課 教育次長 教育次長 教育次長 総務課長
推進部次長 総合戦略推進主幹



学事文書 文化財・生 義務教育 高校教育 スポーツ
課長 涯学習課長 課長 課長 保健課長 副主幹



企画補佐 企画専門員 行管補佐 行管主査

配 付 資 料

要綱（案） 山形県総合教育会議運営要綱（案）

資料 1－1 山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱（案）

資料 1－2 山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱（案）及び第 6 次
山形県教育振興計画（案）に対する意見募集の結果について

資料 2－1 まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像

資料 2－2 国の総合戦略と本県の人口減少対策プロジェクトチーム「中間報告」と
の対比表

資料 2－3 「総合戦略」策定体制

資料 2－4 活動スケジュール

配付資料 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）

配付資料 2 第 6 次山形県教育振興計画（案）の概要

山形県総合教育会議運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、山形県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協議事項等）

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（会議）

第3条 会議は、知事が招集し、その座長となる。

- 2 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び協議事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 3 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、知事に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（会議の公開）

第4条 会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、非公開とする。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき
- (2) 会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるとき
- (3) 公益上必要があると認めるとき

（議事録）

第5条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを山形県のホームページで公表するものとする。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議開催の場所及び日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議事項及び議事の経過
- (4) その他会議において必要と認められた事項

（事務局）

第6条 会議の事務を処理させるため、事務局を山形県教育庁総務課に置く。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

山 形 県
教育、学術及び文化の振興に関する
施策の大綱
《案》



平成 2 7 年 5 月

山 形 県

1 策定の趣旨と内容

- この「大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定するものです。
- 「大綱」では、本県の教育、学術及び文化等の振興に関する施策の基本的な方針を定めます。
- 参考として、基本的な方針に基づき推進していく施策の展開方向を示します。

2 大綱の計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

3 策定に当たっての考え方

第3次山形県総合発展計画長期構想における県づくり構想のうち、教育、学術及び文化等に関する展開方向を基礎に、その後の社会情勢の変化に対応する新たな視点も追加して策定します。

4 基本的な方針

1 郷土愛を育む教育の推進と若者の県内定着の促進

県民一人ひとりの郷土愛を醸成するため、各教育段階で、郷土に対する理解を深める教育を推進するとともに、地域資源等を活かした多様な体験・交流活動を充実する。

加えて、県内の大学や産業界と連携して県内大学への進学や県内企業への就職を促進するとともに、若者の地域活動への参画を促すことにより、若者の県内定着・県内回帰を促進する。

2 生命の継承の大切さに関する教育の推進

子どもたちが、先人から受け継いだ「生命」を、次の世代につないでいくことの大切さについて理解を深めるための教育を推進する。

3 社会を生きぬく力を育む教育の推進

変化が激しい社会を主体的に生きぬく力を育成するため、知徳体が調和した確たる基礎を育むとともに、国内外を見つめる広い視野を持ち夢を実現しようとする意欲と能力を最大限引き出す教育を推進する。

4 安全・安心な教育環境の整備と「活力ある学校」づくりの推進

児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校施設の耐震化など安全・安心な教育環境・体制の整備を推進する。

また、児童生徒数の減少を見据えつつ、地域コミュニティの核としての役割を踏まえながら、「活力ある学校」づくりを進める。

5 学校と家庭・地域の連携・協働による教育の充実と地域活性化の推進

家庭や地域の教育力の向上を図り、社会全体で教育を支えていく気運を醸成するとともに、学校と家庭・地域それぞれの役割を認識しながら、連携・協働による教育の充実や地域活性化に向けた取組みを促進する。

6 県民一人ひとりの能力の発揮と楽しさや生きがいにつながる文化芸術、スポーツ活動の促進

県民一人ひとりが能力を発揮できる機会を充実するとともに、県民に豊かな感性や創造性を涵養する文化芸術活動と、感動や元気を与えるスポーツ活動を促進する。

7 山形ならではの“自然との共生の文化”に基づく地域づくりの推進

美しい自然環境や多彩な地域文化・伝統など山形の宝を未来へと継承していくため、自然との共生のもと主体的に行動する人材を育成するとともに、環境や文化など地域の資産を活かした地域づくり活動を促進する。

5 基本的な方針と〈参考〉施策の展開方向

1 郷土愛を育む教育の推進と若者の県内定着の促進

県民一人ひとりの郷土愛を醸成するため、各教育段階で、郷土に対する理解を深める教育を推進するとともに、地域資源等を活かした多様な体験・交流活動を充実する。

加えて、県内の大学や産業界と連携して県内大学への進学や県内企業への就職を促進するとともに、若者の地域活動への参画を促すことにより、若者の県内定着・県内回帰を促進する。

〈参考〉施策の展開方向

① 幼少期からの郷土愛の醸成

- 県民の地域を愛し誇りに思う心を醸成するとともに、「グローバル」な人材を育成するため、幼少期から地域と関わるきっかけづくりを行うとともに、様々な体験活動や国内外との交流活動を通じて地域の魅力を実感する機会を拡大する。
- 山形県について学ぶ地域教材を作成し、学校で活用するとともに、学校と地域が連携して、地域資源を活かした教育活動を進めることにより、子どもたちの郷土への愛着と誇りを育む。
- 地域の一員としての自覚を促すため、子どもたちの地域活動への参画を促進する。
- 県民が山形県について学び、郷土の素晴らしさを再認識できるよう「山形学」講座を開講する。

② 若者の県内定着・県内回帰の促進

- 大学や産業界と連携して、県内高校生に対し県内の大学・企業の魅力を発信するとともに、山形で活躍する職業人との交流や企業での就業体験等の機会を提供することにより、県内大学への進学、県内企業への就職を促進する。
- 円滑な就業と早期離職の防止の視点を含め、在学中の就業体験機会の拡充など、若者の職業選択を支援する取組みを進めるとともに、農業や医療、介護、建設業など、県内の担い手が不足している分野への就業を促す取組みを推進する。
- 産業界と協力して奨学金返還を支援する制度を創設し、大学生等の県内企業への就職を促進する。
- 県内外の若者に対し、県内の地域や様々な産業の動向、企業などに関する情報を発信し、若者一人ひとりの個性や能力、希望を県内への就業につなげていくとともに、県内における起業など、若者の様々なチャレンジを促進していく。
- 若者が山形で暮らすことの魅力に触れ、体験できる機会を創出し、U I ターンを促進する。
- フリーターやニート、ひきこもり児童生徒に対し、学校への復帰や就労に向けた支援を展開していく。

③ 若者の学びや多様な地域活動の促進

- 若者が互いに学び合いながら、自らの能力を高める機会を充実する。
- 若者が地域における役割を認識し、地域の人々が若者の活躍を支援し大切に思うなど、お互いのつながりを深める多様な活動を促進する。また、その活動の成果を地域内外に発信し、活動の輪を広げていく。

2 生命の継承の大切さに関する教育の推進

子どもたちが、先人から受け継いだ「生命」を、次の世代につないでいくことの大切さについて理解を深めるための教育を推進する。

〈参考〉施策の展開方向

① 生命の継承の大切さ等に関する教育の推進

- 人口減少による社会経済への影響や先人から受け継がれてきた生命を次世代につないでいくことの大切さについて、児童生徒に深く考えさせる教育を実践する。
- 中学生や高校生の次代の親としての意識を醸成するため、乳幼児や子育て中の親と交流する機会を提供するとともに、結婚や子育てなど将来の自身の在り方を考えさせる授業を実施する。
- やまがた子育て応援プランに基づき、結婚支援の充実・強化、子育て支援の充実・強化や、仕事と家庭の両立支援、若者が活躍できる環境づくりの推進を進める。

3 社会を生きぬく力を育む教育の推進

変化が激しい社会を主体的に生きぬく力を育成するため、知徳体が調和した確たる基礎を育むとともに、国内外を見つめる広い視野を持ち夢を実現しようとする意欲と能力を最大限引き出す教育を推進する。

〈参考〉施策の展開方向

① 一人ひとりを大切にする教育体制の整備

- 小学校から中学校までの義務教育段階における少人数学級編制を推進する。
- 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校及び大学も含めて学校間の様々な連携の取組みを強化し、幼児児童生徒の段階に応じた連続性のある教育体制を構築する。
- 教員の資質向上と教員が児童生徒一人ひとりとじっくり向き合える環境の整備を推進する。
- 公教育の一翼を担っている私立学校の教育条件の維持向上を図るため、私学助成を実施する。
- 家庭の環境に関わらず学ぶ意欲と能力を有するすべての子どもが質の高い教育を受け、その能力・可能性を最大限伸ばすようにする。

② 社会で生きていく確たる基礎を育む教育の展開（知徳体の調和）

- 自分と同時に他の人の生命や生き方を尊重する心を育む「いのちの教育」を推進する。
- 宿泊体験や自然体験など様々な体験活動や奉仕活動を通して、子どもたちの社会性や協調性を育む。
- 学校と家庭、地域、関係機関が一丸となって、いじめ防止及び虐待の早期発見に向けた取組みを推進する。

3 社会を生きぬく力を育む教育の推進（つづき）

〈参考〉施策の展開方向（つづき）

② 社会で生きていく確たる基礎を育む教育の展開（知徳体の調和）

- 小・中・高を通じて基礎的な知識・技能の「習得」とそれを「活用」する力を基盤に、自ら課題を見つけ、自ら主体的に解決していく「探究」する力の育成を通して確かな学力を育む。
- 子どもたちの勤労観や職業観を育むキャリア教育を小学校段階から体系的に推進する。
- 学校体育の充実、運動機会の拡大により、児童生徒の体力・運動能力の向上を図る。
- 子どもの肥満対策や生活習慣病の予防などの健康教育を進めるとともに、アレルギー疾患や感染症などに対する危機管理体制の整備を図る。
- 学校と家庭、地域が一体となって、食に対する理解を深め豊かで健やかな心と身体を育むとともに、食や食文化を保存・継承する食育県民運動を推進する。加えて、学校給食で地産地消の取組みを進める。

③ 一人ひとりの意欲と能力を引き出す教育の推進

- 体験や対話を重視し、一人ひとりの個性や違いを大切にした授業の展開を通じて、子どもたちの将来の自己実現に向けた自信や向上心を育む教育を推進する。
- 子どもたちの成長段階に応じ、切れ目なく科学に対する興味や関心を高め、才能を伸ばす機会を拡充し、次代の科学技術を担う人材の裾野を広げていく。
- グローバル化に対応した英語教育やICT教育など、これからの社会で必要とされる実践的な力を育成する。
- 高等教育機関等（職業能力開発施設を含む。）や産業界と連携して、高等学校における職業能力を高める教育を充実するとともに、高等教育機関等において県内の産業界が求める人材ニーズを踏まえた職業訓練を実施する。
- 学校や福祉・医療機関、企業などが連携し、障がいがある子どもたち一人ひとりの将来を見据え、連続性をもって発達を支援する。
- インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえ、小・中・高等学校における特別支援教育の充実を図るとともに、特別支援学校の教育環境を改善・充実する。
- 地域の特色や資源を活用しながら、高度な知識・技術の習得を図る特色ある高等教育の充実を促進する。

4 安全・安心な教育環境の整備と「活力ある学校」づくりの推進

児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校施設の耐震化など安全・安心な教育環境・体制の整備を推進する。

また、児童生徒数の減少を見据えつつ、地域コミュニティの核としての役割を踏まえながら、「活力ある学校」づくりを進める。

〈参考〉施策の展開方向

① 安全・安心な教育環境の整備

- 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校施設の耐震化や老朽化対策等を推進する。
- 児童生徒が危険に際して自らの命を守りぬけるよう安全教育、防災教育を推進する。併せて、学校の安全管理体制の整備と地域と連携した避難訓練の実施など組織的対応の体制整備を進める。

② 「活力ある学校」づくりの推進

- 生徒数の減少が見込まれる中で、高校として望ましい学校規模の確保を図りながら、時代の進展に対応した新しい学校づくりを推進する。なお、高校の再編整備に当たっては、学校や地域の実情に配慮する。
- 児童生徒への教育的な効果や地域コミュニティの核としての役割などの視点を踏まえた「活力ある学校」づくりに向けた市町村の自主的な検討を尊重するとともに、その実現を図るための取組みを支援する。

5 学校と家庭・地域の連携・協働による教育の充実と地域活性化の推進

家庭や地域の教育力の向上を図り、社会全体で教育を支えていく気運を醸成するとともに、学校と家庭・地域それぞれの役割を認識しながら、連携・協働による教育の充実や地域活性化に向けた取組みを促進する。

〈参考〉施策の展開方向

① 家庭における教育力の向上

- 「教育の原点は家庭にある」との認識に立ち、社会全体で家庭教育を大切にする気運を醸成する。
- 家庭教育の重要性や子どもの発達段階に応じた家庭教育のあり方などを学ぶ、保護者向けの学習機会を拡充する。
- 教育機関と福祉機関の連携を強化し、家庭教育や子育てに関する相談機能を充実するとともに、教職員OBや子育て支援ボランティア、子育て経験者などによる家庭教育支援活動を促進する。

② 地域における教育力の向上

- 公民館等を拠点として、地域住民に学びの機会を提供し、その学びを地域の課題解決に向けた活動につなげる学びと実践の好循環を促進する。
- 地域の子どもは地域で育てるという意識のもと、地域文化の伝承活動など、地域資源を活かした子どもと地域住民との多様な交流活動や体験活動を促進する。
- 地域住民による子どもたちの見守りや健全育成の取組みを促進し、子どもたちの健やかな成長を支えていく。

③ 学校・家庭・地域が協働した教育の推進

- 学校による家庭・地域への積極的な情報発信やコミュニティ・スクールなど地域の実情に応じた保護者や地域住民の学校運営への参画機会の拡充により、地域とともにある学校づくりを進める。
- 学校支援地域本部や放課後子ども教室など、地域の実情に応じた学校と家庭・地域の連携協働体制の整備を促進する。放課後子ども教室については、放課後児童クラブと一体的又は連携した実施に努める。
- 学校や公民館等を拠点に、学校・家庭・地域・NPO等が連携・協働し、社会全体で学校の教育活動や放課後・土曜日等における地域の教育活動を総合的に支援する仕組みを構築する。
- 社会全体で「幼児共育（ともいく）」や「読育」を推進する。
- 児童生徒が地域の中で学ぶ機会を拡充し、児童生徒による地域ボランティア活動など、学校が地域の一員としての役割を果たす取組みを推進する。

④ 学校と地域との連携による地域活性化の推進

- 学校と地域との連携による地域コミュニティ機能の再生・強化や学校の活力の維持向上を図るための取組みを促進する。
- 地域住民、教育機関や農業、商工業、サービス業、行政などの多様な主体の参加のもとに、地域の自然や歴史、文化、食などについて学び、地域の魅力を高め、人との交流を広げる人材を育成する。加えて、観光ボランティアや地域の環境に関する専門的な知識などを活かし交流を起こす人材、さらには、これらの人々や活動を結び付ける人材を育成する。

6 県民一人ひとりの能力の発揮と楽しさや生きがいにつながる文化芸術、スポーツ活動の促進

県民一人ひとりが能力を発揮できる機会を充実するとともに、県民に豊かな感性や創造性を涵養する文化芸術活動と、感動や元気を与えるスポーツ活動を促進する。

〈参考〉施策の展開方向

① 県民誰もが能力を発揮できる機会の充実

- 男女共同参画を進めながら、女性や高齢者などの能力、知恵、技術、感性などを地域との関わりの中で発揮できる機会を充実し、地域の中でそれぞれの役割を果たしていく環境の整備を進める。
- 障がい者の特性、能力などを踏まえた新たな就業の場の創出など、自立した生活の支えとなる就業機会を創出・確保する。

② 暮らしの楽しさや生きがいにつながる文化芸術、スポーツ活動等の促進

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組みを推進するとともに、県民が多様な形で関わることができる文化・芸術活動や国際交流をはじめ様々な交流活動などを促進し、これらの活動分野における次代を担う人材を育成する。
- 本県文化芸術の中核施設として、山形駅西口拠点施設を整備する。
- 県民の知的活動を支える拠点施設である県立図書館の機能を充実する。
- 県民に夢や感動を与え、心身の健康と活力をもたらすスポーツを推進する。
- 文化芸術、スポーツを地域資源として活用し、交流拡大を図るなど地域活性化を推進する。

7 山形ならではの“自然との共生の文化”に基づく地域づくりの推進

美しい自然環境や多彩な地域文化・伝統など山形の宝を未来へと継承していくため、自然との共生のもと主体的に行動する人材を育成するとともに、環境や文化など地域の資産を活かした地域づくり活動を促進する。

〈参考〉施策の展開方向

① 自然との共生のもとに主体的に行動する人材の育成

- 学校や地域での環境教育など、子どもの頃から人と自然の関わりを実感する機会を拡大し、自然との共生を尊重する価値観を持つ人づくりを進める。
- 自然環境の保全に加え、再生可能エネルギーの導入や地域の森林資源を活かす「やまがた森林ノミクス」などについて、児童生徒の理解を深める。

② 環境や文化を活かした地域づくり活動の促進

- 人と自然との関わりの中から育まれてきた本県ならではの地域文化や景観などの地域の資産を山形の宝として「知る」「守る」「活かす」ことを基本に、県民みんなで保全し、将来に継承するとともに、教育や観光などに活かしていく地域づくり活動を促進する。
- 新たな文化財を掘り起こして指定するとともに、文化財の保存活用に努める。また、学校において文化財を活用した学習を推進し、児童生徒の文化財に関する理解を深める。

「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱(案)」に対する
意見募集の結果について

- 1 意見の募集期間 平成27年4月1日(水)から平成27年4月30日(木)まで
- 2 意見の件数 5名から9件の意見
- 3 主なご意見の概要
 - (1) 郷土愛を育む教育の推進と若者の県内定着の促進について(3件)
 - 若者の県内定着を図るためには、郷土愛を育む教育や県内で「起業」を目指す若者のチャレンジを支えていくことも大切である など
 - (2) 生命の継承の大切さに関する教育の推進について(1件)
 - 生命継承の大切さを教えていくこととしたことは画期的であり、積極的に取り組んでほしい
 - (3) 社会を生きぬく力を育む教育の推進について(3件)
 - 探究型学習をうまく展開し、子どもたちに徹底していくには、教員の資質の向上が大切である など
 - (4) 安全・安心な教育環境の整備と「活力ある学校」づくりの推進について(1件)
 - 子どもの数が今後も減少していくことが見込まれ、高校の統廃合等も生じてくると思うが、生徒の教育環境を第一に考え対応してほしい
 - (5) 県民一人ひとりの能力の発揮と楽しさや生きがいにつながる文化芸術、スポーツ活動の促進について(1件)
 - ワーク・ライフ・バランスは、文化芸術やスポーツ、学校と家庭・地域の連携・協働による教育の充実を図る上で重要であり、関係する部門が連携しながら推進されることを望む

「第6次山形県教育振興計画（案）」に対する意見募集の結果について

- 1 意見の募集期間 平成27年4月1日（水）から平成27年4月30日（木）まで
- 2 意見の件数 10名から14件の意見
- 3 主なご意見の概要
 - (1) 基本目標、目指す人間像について（1件）
 - 人と人がつながることで様々な知恵や力が生まれることから、子ども同士が
つながる教育活動、学校と地域が
つながる教育活動などが求められる
 - (2) 基本方針Ⅰ 「いのち」を大切に、生命をつなぐ教育を推進する について（6件）
 - 「いのちの教育」が一層大事な時代となってきた。生命の継承の部分も含めて、
家庭・地域との連携を強めながら進めていくことが必要である など
 - (3) 基本方針Ⅲ 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する について（2件）
 - 知徳体が調和した中にも、子どもの秀でた部分を伸ばすような教育についても、併
せて推進してほしい など
 - (4) 基本方針Ⅳ 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する について（1件）
 - グローバル化・国際競争の激化の中、小・中・高と同じ流れの中で英語を学ぶ教育
を進める必要があるとともに、若者の高い志を養える教育に取り組んでほしい
 - (5) 基本方針Ⅴ 特別なニーズに対応した教育を推進する について（1件）
 - 教育と福祉等が連携し、障がい児の情報を共有する仕組みを構築し、指導計画の策
定や課題解決に役立てるとともに、教員の専門性の向上にもつなげてほしい
 - (6) 基本方針Ⅶ 郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育成する について（3件）
 - 学校と地域の連携によって、地域の特徴、抱える問題を知り、自分たちが地域の
一員であり、地域とともにある存在であることを教えてほしい など

資料 2 - 1

長期ビジョン

総合戦略(2015~2019年度の5か年)

中長期展望(2060年を視野)

I. 人口減少問題の克服

◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆人口減少の歯止め
・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の是正

II. 成長力の確保

◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持

(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

基本目標(成果指標、2020年)

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方における安定した雇用を創出する

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
(15~34歳の割合:92.2%(2013年)
(全ての世代の割合:93.4%(2013年))
- ◆女性の就業率 2020年までに73%
(2013年70.8%)

地方への新しいひとの流れをつくる

現状:東京圏年間10万人入超

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
・地方→東京圏転入 6万人減
・東京圏→地方転出 4万人増

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考えられる人の割合
40%以上(2013年度19.4%)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率
55%(2010年38%)
- ◆結婚希望実績指標 80%(2010年68%)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標
95%(2010年93%)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆地域連携数など
※目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

主な重要業績評価指標(KPI)(※1)

- 農林水産業の成長産業化
6次産業市場10兆円:就業者数5万人創出
- 訪日外国人旅行消費3兆円へ(2013年1.4兆円):雇用数8万人創出
- 地域の中核企業、中核企業候補1,000社支援:雇用数8万人創出
- 地方移住の推進
:年間移住あっせん件数11,000件
- 企業の地方拠点機能強化
:拠点強化件数7,500件、雇用者数4万人増加
- 地方大学活性化:自県大学進学者割合平均36%(2013年度32.9%)
- 若い世代の経済的安定:若者就業率78%(2013年75.4%)
- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
:支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100%
- ワーク・ライフ・バランス実現:男性の育児休業取得率13%(2013年2.03%)
- 「小さな拠点」の形成
:「小さな拠点」形成数
- 定住自立圏の形成
:協定締結等圏域数(140圏域)
- 既存ストックのマネジメント
:中古・リフォーム市場規模20兆円(2010年10兆円)

主な施策

- ①地域産業の競争力強化(業種横断的取組)
・包括的創業支援、中核企業支援、地域イノベーション推進、対内直投促進、金融支援
- ②地域産業の競争力強化(分野別取組)
・サービス産業の付加価値向上、農林水産業の成長産業化、観光、ローカル版クールジャパン、ふるさと名物、文化・芸術・スポーツ
- ③地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
・「地域しごと支援センター」の整備・稼働
・「プロフェッショナル人材センター」の稼働
- ①地方移住の推進
・「全国移住促進センター」の開設、移住情報一元提供システム整備
・「地方居住推進国民会議」(地方居住(二地域居住を含む)推進)
・「日本版CCRC※2」の検討、普及
- ②地方拠点機能強化、地方採用・就労拡大
・企業の地方拠点強化等
・政府関係機関の地方移転
・遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワーク)の促進
- ③地方大学等創生5か年戦略
- ①若者雇用対策の推進、正社員実現加速
- ②結婚・出産・子育て支援
・「子育て世代包括支援センター」の整備
・子ども・子育て支援新制度の円滑かつ持続的な実施
・多子世帯支援、三世帯同居・近居支援
- ③仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(働き方改革)
・育児休業の取得促進、長時間労働の抑制、企業の取組の支援等
- ①「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成支援
- ②地方都市における経済・生活圏の形成(地域連携)
・都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成
・「連携中枢都市圏」の形成、定住自立圏の形成促進
- ③大都市圏における安心な暮らしの確保
- ④既存ストックのマネジメント強化

※1 Key Performance Indicatorの略。政策ごとの達成すべき成果目標として、日本再興戦略(2013年6月)でも設定されている。

※2 米国では高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービスを受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体(Continuing Care Retirement Community)が約2,000カ所ある。

国の総合戦略と本県の人口減少対策プロジェクトチーム「中間報告」との対比表

<国>まち・ひと・しごと創生 総合戦略 (基本目標と主な施策)

■ 地方における安定した雇用を創出する

- ① 地域産業の競争力強化（業種横断的取組）
- ② 地域産業の競争力強化（分野別取組）
- ③ 地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

■ 地方への新しいひとの流れをつくる

- ① 地方移住の推進
- ② 地方拠点強化、地方採用・就労拡大
- ③ 地方大学等創生5か年戦略

■ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ① 若者雇用対策の推進、正社員実現加速
- ② 結婚・出産・子育て支援
- ③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

■ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、 地域と地域を連携する

- ① 「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成支援
- ② 地方都市における経済・生活圏の形成（地域連携）
- ③ 大都市圏における安心な暮らしの確保
- ④ 既存ストックのマネジメント強化

<県>人口減少対策プロジェクトチーム「中間報告」 (今後の新たな施策展開の方向性)

● 産業振興・雇用創出戦略

- ① 若者や女性の県内定着につながる雇用・就業の場の創出
- ② 若者や女性のスキルアップやシニア人材の活用等
- ③ 若者等が県内に定着するための意識づくり
- ④ 地方への産業分散の推進

● 人材の県内定着・県内回帰

- ① 若者の県内定着・県内回帰の促進
- ② ふるさと山形への回帰の促進

● 総合的な少子化対策

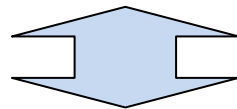
- ① 結婚支援の充実・強化
- ② 子育て支援の充実・強化
- ③ 仕事と家庭の両立支援の推進
- ④ “婚活・子育て応援オフィス”の創出・拡大

● 活力ある地域づくり

- ① 地域の多様な絆を活かした安心と活力の“ふるさと”づくり
- ② 地域資源を活かした産業振興・雇用創出
- ③ 持続可能な地域づくりに向けた新たな広域連携の促進

「総合戦略」策定体制

山形県総合政策審議会



《庁内体制》

山形県総合戦略推進本部

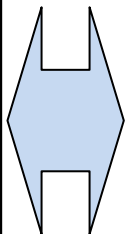
本部長：知事 副本部長：副知事
本部員：各部長等

山形県総合戦略推進本部 幹事会

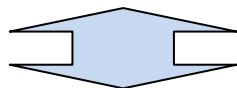
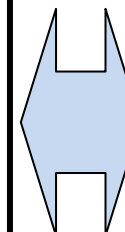
幹事長：企画振興部次長
副幹事長：子育て推進部次長、商工労働観光部次長、農林水産部次長
構成員：各部長主幹課長

事務局（企画調整課）

県と市町村との
連携推進会議



産業界や学界等の
有識者との意見交換会



○研究会 ○プロジェクト・ワーキング

（本県の特徴を活かした施策や新たな戦略的プロジェクト等の設定に向け、地域における実践者等をメンバーに含め、実践的・専門的な検討作業を実施）

活動スケジュール

山形県総合戦略推進本部	外部からの意見聴取	備考
<p>H27.4.16 第1回本部会議 ○設置及び策定の進め方について</p>	<p>H27.4 有識者・実践者等との意見交換</p> <p>H27.5 県民からの意見聴取</p> <p>H27.7 山形県総合政策審議会 ○人口の将来展望について ○総合戦略主要プロジェクト(案)について</p>	
<p>H27.9 第2回本部会議 ○人口ビジョン(案)について ○総合戦略(案)について</p>	<p>H27.9 県議会からの意見聴取</p> <p>H27.9 パブリックコメント</p>	
<p>H27.10 第3回本部会議 ○人口ビジョンの決定 ○総合戦略の決定</p>		